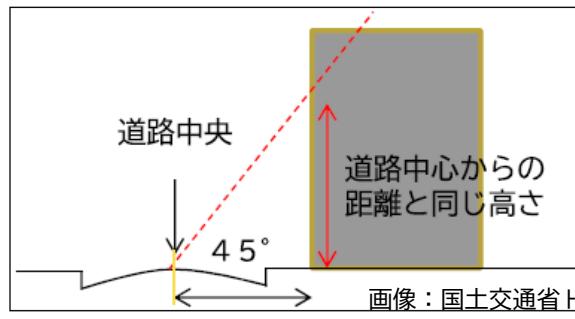


用語説明

力行	<p>●旧耐震基準・新耐震基準</p> <p>1981年6月1日に建築基準法の耐震基準が抜本的に改正され、その改正前の基準を『旧耐震基準』、改正後の基準を『新耐震基準』という。</p> <p>●緊急輸送ルート</p> <p>大規模災害時に、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両が迅速に目的地（拠点）に到達するために、静岡県が指定した道路。（2019年4月指定）</p> <p>東名・新東名のICと県・市災害対策本部、災害拠点病院を結ぶルート。</p>  <p>●国の基本方針（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針）</p> <p>耐震改修促進法第4条の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために国土交通大臣が定める基本方針。実施に関する基本的な事項、目標の設定、技術上の指針、啓発及び知識の普及などの事項を定めており、都道府県はこれに基づき都道府県耐震改修促進計画を定める。</p>
サ行	<p>●住宅・土地統計調査</p> <p>我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにする調査。総務省統計局が5年ごとに実施している。</p>
タ行	<p>●耐震改修促進計画</p> <p>耐震改修促進法に定められた国の基本方針において、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられている。計画では、目標を定め、耐震改修等の施策や普及啓発に関する事項等を定めることとされており、また、市町村においては、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、計画の策定に努めるものとしている。</p>

夕行	<p>●耐震改修促進法</p> <p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」というもので、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災での甚大な被害を受けて制定された（同年12月25施行）。この法律では、新耐震基準を満たさない建築物について、積極的に耐震診断や改修を進めることが定められた。目的は、地震による建物の倒壊から人々の命や財産を守るため、耐震改修を促進して建物の地震に対する安全性を高めることで、公共の福祉を確保することにある。</p> <p>●耐震化率</p> <p>【住宅】2023年住宅・土地統計調査（総務省）に基づき算出した推計値であり、「空き家を除いた住宅の総戸数」のうち、「耐震性を有する住宅の戸数」の割合</p> <p>【特定建築物】本市実態調査に基づき算出した推計値であり、「対象建築物の総数」のうち、「耐震性を有する対象建築物の棟数」の割合</p> <p>●耐震性不足解消率</p> <p>「2022年度に公表された要安全確認計画記載建築物の対象棟数」のうち、「耐震性不足解消棟数（耐震性のある建築物棟数及び除却棟数）」の割合</p> <p>●耐震シェルター</p> <p>地震で家が倒壊しても居住者の命を守るために、従来の耐震補強のような建物全体の耐震性を高めるのではなく、住宅内的一部に木材や鉄骨で頑丈な箱型の空間を作り、安全性を確保するもの。家全体を耐震改修するよりも短期間で比較的安価に設置できる。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>画像提供：(株)一条工務店</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>画像提供：(株)一条工務店</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">耐震シェルター イメージ図</p> <p>●耐震診断義務付け対象建築物</p> <p>「要緊急安全確認大規模建築物」と「要安全確認計画記載建築物」で、当該建築物の所有者は、所定の期限までに耐震診断を行い、所管行政庁への報告が義務付けられている。所管行政庁は、報告を受けた時は、当該報告の内容を公表しなければならない。</p> <p>静岡市の対象建築物は全て耐震診断を実施し、ホームページで公表済み。</p> <p>●代理受領制度</p> <p>補助金の申請者（建物所有者など）が、工事施工者などに補助金の受領を委任し、施工者が申請者に代わって自治体から直接補助金を受け取ることができる制度。</p> <p>この制度を利用することで、申請者は工事費用から補助金額を差し引いた差額分のみを準備すればよいため、当初の費用負担を軽減できる。</p>
----	--

	<p>●特定建築物 多数の者が利用する一定規模以上の建築物（要緊急安全確認大規模建築物以外） 学校、病院、ホテルなど、多数の人が利用する建物で、階数が3以上かつ床面積が1,000m²以上などの建築物。</p>
ヤ行	<p>●要安全確認計画記載建築物（沿道建築物） 大規模地震発生時に、倒壊によって避難路を塞ぐ恐れがある建築物のこと。 静岡県が指定する避難路（緊急輸送ルート※）の沿道に建つ建築物のうち、倒壊した場合に前面道路の半分以上を塞ぐ恐れのある建築物 これらの建物は、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施が義務付けられている。</p>  <p>画像：国土交通省 HP</p> <p>避難路沿道建築物 イメージ図</p> <p>※緊急輸送ルート 大規模災害時に、全国からの応援部隊や緊急物資輸送車両が迅速に目的地（拠点）に到達するために、静岡県が指定した道路。（2019年4月指定） 東名・新東名のICと県・市災害対策本部、災害拠点病院を結ぶルート。</p>  <p>●要緊急安全確認大規模建築物 不特定多数の者や、避難上特に配慮を要する者が利用する一定規模以上の大規模な建築物。 ・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なもの ・学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの など これらの建物は、耐震改修促進法に基づき、耐震診断の実施が義務付けられている</p>